

令和3年1月23日

呉ミニバスケットボール連盟

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う 呉ミニ連事業・活動実施方針と事業の判断基準等

※JBA バスケットボール事業・活動実施ガイドライン第3版(2021年1月20日作成)参考

1 事業・活動実施方針

- (1) 呉ミニ連は、新型コロナウイルス感染拡大の兆候ありと判断した場合には、事業・活動の制限や中止について、適切に判断することを厭わない。
- (2) 呉ミニ連は、事業・活動実施のためには新型コロナウイルス感染対策の徹底が大前提であることを再確認し、事業・活動実施を検討する。
- (3) 呉ミニ連は、これまでの感染拡大期の経験を踏まえ、より効果的な感染対策等を講じ、参加者に実施を徹底させる。

2 事業・活動の「中止」または「延期」

呉ミニ連は、次に示す事項のいずれかに該当する場合は、事業・活動を「中止」または「延期」する。

- (1) 国、県、市が発令する緊急事態宣言に呉ミニ連管轄地域が含まれる場合
- (2) 広島県協会 U12 部会(県ミニ連)より関連事業の自粛要請が出た場合
- (3) 施設管理者が体育館(会場)の使用を禁止した場合

3 事業・活動の判断基準

呉ミニ連は、事業・活動を開催することでコロナ感染拡大が懸念すると判断した場合、速やかに臨時理事会を開催し事業開催を「中止」または「延期」する。

なお、判断をする基準を次のとおりとする。

- (1) 開催日 2 週間前から当日までに指導者、選手、選手保護者に「陽性反応者」または「濃厚接触者」が出た場合
- (2) コロナ感染を憂慮し所属選手の参加辞退により、人数不足のチームが出た場合
- (3) 上記 1)2)を起因として、一定数以上の出場辞退チームが出た場合(概ね 10%)
- (4) 呉ミニ連管轄内において、コロナ感染対応で小学校が多数休校になった場合
- (5) 呉ミニ連管轄内において、コロナ感染が高い水準で続いている場合

4 付則

上記2、3に限らず、その都度、臨機応変に対応し、判断できるものとする。いずれの場合も呉ミニ連会長(または、理事会)において最終判断する。

なお、大会前日(または、当日)でも中止等の判断(発表)する場合がある。